

○上越教育大学C S T養成事業実施委員会認定運営専門部会細則

(平成26年3月11日細則第7号)

最終改正 平成27年3月24日細則第11号

(趣旨)

第1条 この細則は、上越教育大学C S T養成事業実施委員会規程(平成22年規程第29号)第11条第2項の規定に基づき、C S T養成事業実施委員会(以下「委員会」という。)の専門部会として、認定運営専門部会(以下「専門部会」という。)に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、C S T養成事業の認定規準(基準)及び方法に関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 専門部会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

(1) 委員会委員若干人

(2) その他C S T養成事業実施委員会委員長(以下「委員長」という。)が指名した者若干人

(任期)

第4条 前条に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条に掲げる委員の任期の終期は、委員として委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(部会長等)

第5条 専門部会に部会長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

2 専門部会は、必要があると認めるときは、副部会長を置くことができる。

(会議の招集及び議長)

第6条 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。

2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名した委員又は前条第2項により副部会長を置くときは、当該副部会長がその職務を代行する。

(代理出席)

第7条 第3条に掲げる委員がやむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。この場合において、代理の者を委員とみなす。

(委員以外の者の出席)

第8条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を専門部会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務の処理)

第9条 専門部会に関する事務は、研究連携課において処理する。

(その他)

第10条 この細則に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、委員会が

別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則（平成27年細則第11号（平成27年3月24日））

この細則は、平成27年4月1日から施行する。